

那珂川町デマンド交通運行事業計画 (案)

令和8年 月

那珂川町

1 デマンド交通運行事業概要

(1) 事業名

那珂川町デマンド交通運行事業

(2) 事業の目的

少子高齢化が進行する当町において、町民が将来にわたり、安心して生活するため、地域住民の日常生活に必要な交通手段を確保することを目的とする。

(3) 計画期間

令和8年7月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、社会情勢の変化に応じて適宜見直しを行う。

(4) 事業内容

デマンド交通運行事業者（以下「事業者」という。）は、次に定める業務を行い、デマンド交通全般の運営を担うものとする。

① 受付業務

- ・予約センターの運営及び管理
- ・デマンド方式による受付及び配車
- ・利用者からの問い合わせ対応
- ・利用促進対策
- ・利用者登録
- ・その他予約センター運営に関して必要な事項

② 運行業務

- ・デマンド方式による車両の運行及び管理
- ・運賃の受入
- ・事故対応
- ・緊急時の対応
- ・その他デマンド交通運行に関して必要な事項

(5) 運賃収入

利用者からの運賃収入については、事業者の収入とする。

(6) 補助金の支払

補助金の支払いについては、四半期毎のデマンド交通運営経費（受付経費・運行経費等）から運賃収入を差し引いた額を支払うものとする。

なお、補助金については、別に定める補助金交付要綱によるものとする。

2 デマンド交通運營業務の内容

(1) 運輸局への事業申請

事業者は、道路運送法第4条区域運行の許可において運行を実施するため、運行に必要な事業申請を行い、認可を受けるものとする。

なお、運行に関して新たな申請や変更申請の必要が生じた場合にも、速やかに申請を行うものとする。

(2) デマンド方式による運行

① デマンド方式による運行に使用する車両の提供

【ワゴン型車両】

有償運行を実施するため、緑ナンバーを取得した営業車である必要があることから、関係法令の規定に基づく保安基準等に適合する車両を活用するものとし、デマンド交通の運行に利用するための必要な手続きを行う。

【セダン型タクシー車両】

有償運行を実施するため、緑ナンバーを取得した営業車である必要があることから、既存のタクシー車両を活用するものとし、デマンド交通の運行に利用するための必要な手続きを行う。

② 運行車両台数

最大でワゴン型車両3台、セダン型タクシー車両4台の計7台で運行するものとする。

また、運行に当たっては、利用（予約）状況に応じた効率的な配車を行うこととし、必要最小限の車両で運行するよう努めるものとする。

なお、セダン型タクシー車両4台については、通常のタクシー業務との兼用となるが、タクシー業務に支障がないよう、柔軟に対応するものとする。

③ 車両表示

デマンド交通による車両であることがわかるように、運行車両の両側面等にその旨を表示するものとする。

④ 運行日

平日及び土曜日だけの運行とし、日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）は運休とする。

なお、臨時的な運休については、町と協議して決めるものとする。

⑤ 運行方式

利用者登録のあった者が、予約をした場合に運行するものとし、利用者の自宅から指定乗降場所間、または、指定乗降場所間の輸送を基本とするものとする。

なお、予約の無い便については運行を行わない。

⑥運行エリア

町内全域、那須南病院及び大田原市佐良土センターとする。

⑦運行時間

予約センター（事業者車庫）からの出発時間を次のとおりとする。

① 7時30分発	② 8時30分発	③ 9時30分発	④ 10時30分発	⑤ 11時30分発
⑥ 12時30分発	⑦ 13時30分発	⑧ 14時30分発	⑨ 15時30分発	⑩ 16時30分発

運行は1便当たり1時間以内を基本とすることとし、利用（予約）状況に応じた柔軟な対応を心掛けるものとする。

那須南病院行きの便は、8時30分発及び11時30分発の便とし、大田原市佐良土センター行きの便は、7時30分発及び12時30分発の便とする。

⑧運賃

運賃は次のとおりとし、原則として乗車時に運転者に現金により支払うものとする。ただし、町や事業者が発行する回数券等によって現金に代えることができる。

区分	区域	町内全域・大田原市佐良土センター	那須南病院
大人（中学生以上）		300円	1,000円
小学生		100円	300円
未就学児		無料	無料

（3）指定乗降場所の追加

指定乗降場所は、自宅または別表のとおりとする。指定乗降場所を追加する場合は、特に要望のある箇所について、町と事業者が協議のうえ決定する。指定乗降場所は、公共施設、地域活動拠点施設、医療機関、金融機関及びスーパー等小売店に限るものとするが、特に町長が認めるものはこれに限らない。

また、指定された乗降場所まで、車両の乗り入れが困難である場合、施設最寄りの地点で乗降するものとする。

（4）指定乗降場所の削除

施設管理者から乗降場所の指定の解除の意向があった場合、又は施設が閉鎖もしくは撤去されるなど使用できない状況を確認した場合、速やかに指定乗降場所を解除するものとする。

別表

指定乗降場所

【馬頭地区】

番号	施設名	番号	施設名
1	予約センター((有)馬頭観光タクシー)	26	ポニータウン
2	那珂川町役場	27	コメリ馬頭店
3	総合体育館	28	トライウェル馬頭店
4	馬頭総合福祉センター	29	セブンイレブン馬頭店
5	ゆりがねの湯	30	セブンイレブン馬頭北向田店
6	いきいき田舎暮らし体験住宅	31	新町自治公民館
7	馬頭小学校	32	室町自治公民館
8	馬頭東小学校	33	南町自治公民館
9	馬頭中学校	34	田町自治公民館
10	馬頭高等学校	35	片根自治公民館
11	那珂川警察署	36	健武自治公民館
12	道の駅ばとう	37	矢又自治公民館
13	飯塚医院	38	和見自治公民館
14	坂本クリニック	39	小口自治公民館
15	高野病院	40	北向田自治公民館
16	白寄医院	41	久那瀬自治公民館
17	飯塚歯科医院	42	松野自治公民館
18	佐藤接骨院	43	富山自治公民館
19	新町(山田薬局前)	44	盛谷自治公民館
20	田町(荒井薬局前)	45	大内自治公民館
21	那須信用組合馬頭支店	46	大那地自治公民館
22	足利銀行馬頭支店	47	大山田下郷自治公民館
23	那須南農業協同組合馬頭支店	48	大山田上郷自治公民館
24	那須南農業協同組合北部経済店舗	49	小砂自治公民館
25	馬頭郵便局		

【小川地区】

番号	施設名	番号	施設名
1	小川出張所・小川総合福祉センター	27	上川原第一区自治公民館
2	小川図書館	28	新中の原自治公民館
3	ウェルフルなかがわ	29	上中の原自治公民館
4	小川小学校	30	上町自治公民館
5	小川中学校	31	大和町自治公民館
6	上野医院	32	栄町自治公民館
7	佐藤医院	33	本町自治公民館
8	長谷川歯科医院	34	舟戸自治公民館
9	遅沢歯科医院	35	仲町自治公民館
10	佐藤歯科医院	36	旭町自治公民館
11	高杉接骨院	37	谷田自治公民館
12	大森接骨院	38	白久自治公民館
13	あるかす接骨院	39	第八区自治公民館
14	小川郵便局	40	東戸田自治公民館
15	那須南農業協同組合本店	41	三輪自治公民館
16	那須南農業協同組合小川支店	42	後沢自治公民館
17	リオンドール小川店	43	小梨自治公民館
18	カワチ薬品小川店	44	下西の原自治公民館
19	カンセキ小川店	45	恩田自治公民館
20	コメリ小川店	46	山崎自治公民館
21	クスリのアオキ那珂川店	47	下薬利自治公民館
22	セブンイレブン小川町小川店	48	上薬利自治公民館
23	セブンイレブン那珂川町小川店	49	下芳井自治公民館
24	ファミリーマート那須那珂川店	50	上芳井自治公民館
25	第一区自治公民館	51	浄法寺自治公民館
26	上川原自治公民館	52	梅曾自治公民館

【那須烏山市】

番号	施設名
1	那須南病院

【大田原市】

番号	施設名
1	大田原市佐良土センター

(5) デマンド交通の利用者

デマンド交通を利用できる者は、事前にデマンド交通の利用登録をした者で、1人で乗降できる者、もしくは介助者が同乗する場合とし、未就学児は、保護者同伴でなければ乗車できない。

また、那珂川町いきいき田舎暮らし体験住宅（以下「体験住宅」という。）の利用者が利用を希望する場合は、事前にデマンド交通の利用登録をした者に限り、利用することができる。この場合、体験住宅を利用終了後、速やかに登録解除の手続きを行うものとする。

(6) 利用登録の方法

利用登録は、別紙申請用紙に必要事項を記載し、予約センターに提出のうえ登録するものとする。役場に提出された場合は、速やかに予約センターにFAX等により転送するものとする。

なお、上記以外の登録方法については、町と事業者が協議のうえ、利便性の向上が認められる場合に追加するものとする。

(7) 予約受付体制

① 予約方法

電話及びアプリケーション（以下「アプリ」という。）での予約とする。

② 予約受付

事業者は、利用の申し込みがあった場合には迅速かつ的確な対応を行うものとする。

③ 予約センターの設置及び運営

事業者は、デマンド交通の予約を受け付ける予約センターを設置し、利用者の事前登録、予約受付、問い合わせ等の対応、配車管理を行うものとする。

④ AIによる運行管理システムを活用した予約受付

事業者は、予約に応じた最適な運行ルートを設定することにより効率的な運行を図るとともに、アプリを通じて予約するなど、利用者の利便性向上のため町が設置するAIによる運行管理システムを運用し予約受付を行うものとする。

⑤ 受付オペレーターの配置

事業者は、運行管理システムを使用し、利用者からの予約受付を行うため、受付オペレーターを配置するものとする。

受付オペレーターは、運行管理システムを活用し、受付及び配車指示を行うものとする。

⑥ 予約専用回線

事業者は、予約に必要な専用電話回線及びインターネット回線を設置する。

⑦ 予約センター開設時間

8時から16時までとする。

⑧予約受付時間

電話による予約の場合は、予約センター開設時間内とし、アプリによる場合は、24時間受付とする。

また、予約は、原則、利用を希望する3日前から、各車両出発の30分前までとする。ただし、7時30分発便及び那須南病院行きの便のうち8時30分発の便については、前日（出発便が月曜日の場合は金曜日）の16時までとし、デマンド交通運休日の予約は受け付けないものとする。

(8) 乗車の制限

事業者は、次のいずれかに該当する者に対し、乗車を制限することができるものとする。

- ①旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第52条及び第53条に規定する事項に違反する者。
- ②他人に危害を及ぼし、または他人に迷惑のかかる恐れがある者。
- ③自動車内の秩序又は風紀を乱す行為をする者、または、その恐れのある者。
- ④乗車定員を超過するとき。
- ⑤感染症にかかっていると本人からの申告があったとき。
- ⑥その他、安全運行上支障があると認めるとき。

(9) 運行記録の報告

事業者は、次に定める運行記録等について、決められた期日までに町に報告するものとする。

- ①利用者数、料金、走行距離等の運行記録に関する日報を作成する。
- ②1ヶ月分をまとめて翌月10日までに日報を添付して提出する。
- ③日報及び月報の様式は別に定める。
- ④その他町長が必要と認めた運行に関する報告書類を提出する。

(10) 運行管理

事業者は、デマンド交通の運行にあたっては、運行に関する関係法令を遵守するものとし、安全運転には万全を期すものとする。

なお、運行業務に関して平常時及び緊急時の連絡体制を整備しておくものとする。

(11) 利用促進

デマンド交通の利用促進を図るため、事業者は、プロモーション事業の推進やサービスの向上に努めるなど必要な対策を講じるものとする。

(12) 事故対応

万が一事故（交通事故及びその他の事故）が発生した場合には、事業者の責任において、事故処理及び対応を行うこととし、また、利用者等に対する責任を負うものとする。

なお、この場合には、速やかに町に事故状況等について報告を行うものとする。

(13) 苦情処理

利用者からの苦情等に対しては、事業者が誠実に対応するとともに、苦情等の内容及びその対応については、町に報告するものとする。

(14) その他

地震や天候不良等によりでデマンド交通の運行に支障をきたすことが予想される場合には、事業者は、あらかじめ町と協議し対応するものとする。

また、運行に関して契約に定めがないものや、事業内容に疑義が生じた場合には、その都度協議して対応するものとする。